

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職等により、住居を失った、または失うおそれがある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

令和2年4月20日から対象拡大

※下線部が対象拡大部分

離職・廃業から2年以内 または 休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

○住居確保給付金の支給家賃額

笠岡市		
支給家賃額 ／月 (上限額)	単身世帯	～ 3.1
	2人世帯	～ 3.7
	3人世帯	～ 4.0

(単位:万円)

※支給期間は原則3ヶ月間。世帯月収により
支給家賃額は変動します。

○主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄																		
次の①又は②に該当し、住居を失った又は失うおそれがありますか？ ①離職・廃業をした日から2年以内 ②やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少	はい <input type="checkbox"/>																		
世帯月収は収入基準額 (※) 以内、かつ、世帯全体の預貯金等は 資産基準額 (※) 以内ですか？ (単位:万円)	はい <input type="checkbox"/>																		
(※) 基準額の目安 (笠岡市)																			
<table border="1"><thead><tr><th>収入 基準額 (月額)</th><th>単身世帯</th><th>10.9</th><th>資産 基準額</th><th>単身世帯</th><th>46.8</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>2人世帯</td><td>15.2</td><td></td><td>2人世帯</td><td>69.0</td></tr><tr><td></td><td>3人世帯</td><td>18.0</td><td></td><td>3人世帯</td><td>84.0</td></tr></tbody></table>	収入 基準額 (月額)	単身世帯	10.9	資産 基準額	単身世帯	46.8		2人世帯	15.2		2人世帯	69.0		3人世帯	18.0		3人世帯	84.0	
収入 基準額 (月額)	単身世帯	10.9	資産 基準額	単身世帯	46.8														
	2人世帯	15.2		2人世帯	69.0														
	3人世帯	18.0		3人世帯	84.0														
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	はい <input type="checkbox"/>																		
上記①の場合、常用就職を目指す就職活動を行うことができますか？ 上記②の場合、現在、働くことができる状態ですか？	はい <input type="checkbox"/>																		
暴力団員ではないですか？	はい <input type="checkbox"/>																		

<すべての項目にチェック✓が付いた方>

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があるため、下記の相談窓口にご相談ください。

笠岡市生活総合支援センター(笠岡市社会福祉事務所内) 笠岡市笠岡1866-1

TEL 0865-69-2015